

入札説明書

電子マニフェスト導入に係る資料の作成業務

[総合評価落札方式]

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

はじめに

電子マニフェスト導入に係る資料の作成業務については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下、「当センター」という。）の規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約者

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 理事長 関 莊 一 郎

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 電子マニフェスト導入に係る資料の作成業務
- (2) 仕 様 等 : 別添 2 の仕様書による
- (3) 納入期限 : 令和 6 年 12 月 27 日
- (4) 納入場所 : 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
- (5) 入札方法

本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札とする。

ア. 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。入札者は、見積もった金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 : 免除

3. 競争参加資格

以下に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 入札説明会に参加した者であること。
- (2) 消費税に係る課税事業者であること。
- (3) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格「物品の製造」又は「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」級に格付けされている者であること。
- (4) 書籍等の作成・印刷製本、及び動画の制作（編集・構成を含む）について類似実績を有する者であること。
- (5) 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

- (1) この入札に参加を希望する者は、別添 4 の「電子マニフェスト導入に係る資料の作成業務に関する提案書作成・審査要領」の提案書作成要領に基づき提案書を作成し、見積書とあわせて、7 (1) の提出期日までに提案書及び見積書を提出し、8 の指定した日時、場所にて、当該提案書を用いてプレゼンテーションを行わなければならない。また、開札日の前日までの間において、当センター担当者から当該提案書に関して説明を求めら

れた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 提出された提案書は、入札説明書に定める技術等の要求要件及び評価基準に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前日までに連絡するものとする。

5. 入札説明会の日時場所等

- (1) 日時 : 令和6年7月4日(木) 14時00分
- (2) 場所 : 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター会議室
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー13階
入札説明会の参加は、1社1名とする。

6. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、様式3により提出すること。

【質問提出期限等】

- ア. 日時 : 令和6年7月11日(木) 15時00分
- イ. 場所 : 「5.(2)」の場所 電子マニフェストセンター情報サービス部
- ウ. 提出方法 : 電子メールに様式3を添付し提出すること。
【電子メールアドレス: info-bid@jwnet.or.jp】
【タイトル: 「質問(貴社名〇〇) / 電子マニフェスト導入に係る資料の作成業務」】

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和6年7月16日(火) 15時00分までに電子メールにより行う。

7. 提案書及び見積書の提出期限及び提出方法等

- (1) 提案書及び見積書の提出及び提出部数

- ア. 提出期限 : 令和6年7月22日(月) 12時00分まで
- イ. 提出場所 : 「5.(2)」の場所 電子マニフェストセンター情報サービス部
- ウ. 提出物、部数
- | | |
|---------------------------------|------|
| ① 提案書表紙・誓約書・見積書 | : 1部 |
| ② 提案書 | : 6部 |
| ③ 令和04・05・06年度全省庁統一資格の審査結果通知書写し | : 1部 |

- (2) 提案書及び見積書の提出方法

- ア. 提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること(提出期限必着)。電話、FAX又は電子メールによる提出は認めない。郵送する場合は、包装の表に「電子マニフェスト導入に係る資料の作成業務提案書、及び見積書在中」と明記すること。
- イ. 理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

ウ. 入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8. プレゼンテーションの日時及び場所、方法

(1) 日時及び場所

日時 : 令和6年7月25日(木) 11:00 から 16:00 (うち20分程度)

場所 : 「5. (2)」の場所

(※) 時間は7月23日(火) 12時00分までに電子メールにて通知する。

(2) 方法

- ・ 提案書を用いて、1社20分(提案書の説明15分、質疑応答5分)、説明者は1社2名までとする。
- ・ 会場には、プロジェクタ、スクリーン、PCを用意。持参したPC(HDMI接続)を使用することも可能とする。

9. 提案書の審査

提出された提案書は、別添5の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の确实性に留意して、当センターにおいて審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

10. 入札・開札の日時及び場所、方法

(1) 日時及び場所

日時 : 令和6年8月1日(木) 14時00分

場所 : 「5. (2)」の場所

(2) 入札書の提出方法

- ア. 様式1に定める書面を(1)に指定する日時及び場所に持参により提出すること。
- イ. 入札書は、封筒に入れ封印し提出すること。

(3) 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式2による委任状を持参しなければならない。

(4) 代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 予定価格の制限内の入札がない場合

開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、入札金額が予定価格の制限内に達する又は入札者がいなくなるまで繰り返し入札を行う。

11. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 代理人が委任状を持参しない代理人による入札
- (3) 入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (8) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

12. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

13. 落札者の決定方法

- (1) 次の各要件に該当する者のうち、別添4の「電子マニフェスト導入に係る資料の作成業務に関する提案書作成・審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。当該数値が同じ場合は、総合評価点のうち、技術点の高い者を落札者とする。

ア.入札価格が、当センターの規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ.提案書が、当センターによる審査の結果、合格していること。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、(1)の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も高い数値の者を落札者とすることがある。

14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

15. その他

- (1) 提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者

は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

(2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書等の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、当センターホームページで公表するものとする。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、当センターにおいて入札の審査以外の目的に使用することはない。

<添付書類>

別紙 暴力団排除に関する誓約事項

様式 1～3

別添 1 契約書（案）

別添 2 仕様書

別添 3 提案書表紙、誓約

別添 4 提案書作成・審査要領

別添 5 評価基準表